

平成19年3月23日

内閣総理大臣 あて
厚生労働大臣

磐田市議会議長 馬渕源一

療養病床の廃止・削減計画に関する意見書

第164回通常国会において「医療制度改革関連法」が成立し、現在38万床ある療養病床のうちの6割に当たる23万床を削減し、平成23年度までに介護療養病床は廃止、医療療養病床は15万床にする療養病床の再編が盛り込まれた。

平成18年10月から医療療養病床に入院する70歳以上の患者のうち、医療の必要度が低いとみなされる患者の、食費・居住費が保険給付費から外されることになった。該当の入院患者は、大幅な負担増を強いられることにより入院継続が困難になり、やむなく退院する方が多数出てくるとも予想される。また、平成18年7月1日から、削減計画に先立って、療養病床の入院基本料が大幅に削減され、特に入院患者の5割を占めるといわれる、厚生労働省が「医療の必要度が低い」とする患者の入院基本料が大幅に引き下げられた。

療養病床、老人保健施設、特別養護老人ホームの3施設では待機者が多く、入院（入所）までには数ヶ月から数年かかるといわれている。平成18年1月現在、特別養護老人ホームの入所希望者は、全国で延べ約38万人、静岡県での待機者は実人員で5,726人と報告されている。

このままいけば、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が各地にあふれることが予見される。

よって、国におかれでは、地域住民が、いつでも、どこでも安心して医療や介護を受けられるよう下記の事項を要望する。

記

1 療養病床の廃止・削減計画については慎重を期すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。